

## 令和5年7月7日からの大雨により被災されたお客さまに対する 電気料金等の特別措置について

このたびの大雨により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。  
当社は、このたびの大雨により災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域の皆さまを対象に電気料金の支払い期日の延長などの特別措置を実施させていただきます。特別措置をご希望されるお客さまは、大変恐れ入りますが、当社へお電話にてお申込みいただきますようお願い申し上げます。

### 1. 電気料金の特別措置の適用対象

以下のお客さまが対象となります。

- ・災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域の被災されたお客さまで、当社と低圧電気のご契約をいただいているお客さま（当社が直接、電気料金を請求しているお客さまに限ります。）

なお、本日時点での特別措置の適用地域は、2023年7月15日に国の定める災害救助法の適用地域およびその隣接する地域となります。詳細は別紙（当社による電気料金等の特別措置対象地域）をご覧ください。

※災害救助法の適用地域に関する最新情報については、「内閣府発表災害救助法の適用状況」をご覧ください。

### 2. 電気料金の特別措置のお申込み方法

電気料金の特別措置をご希望されるお客さまは、7月20日（木）から8月31日（木）までの間の受付時間中に、以下の連絡先までご連絡いただきますようお願いいたします。

ENEOS株式会社 電気特別措置 専用窓口 電話番号 0120-130-340 IP・国際電話などからは0422-35-6521 (受付時間：午前9時～午後5時 [日曜日祝日除く])
--

### 3. 電気料金の特別措置の内容

#### (1) 電気料金のお支払期日の延長

2023年7月分の電気料金を対象として、お支払期日を1ヵ月間延長いたします。

ただし、請求金額が確定しており、7月分の支払い期日の延長ができない場合は、2023年8月分のお支払い期日を1ヵ月間延長いたします。予めご了承ください。

#### (2) 被災にともない電気を全く使用されない場合の基本料金の免除

被災にともない、2023年7月分のご使用電力量（キロワット時）が0キロワット時である場合には、2023年7月分の電気料金を対象として、基本料金を免除いたします。ただし、請求金額が確定しており、7月分の基本料金の免除ができないお客さまは、2023年8月分を対象といたします。なお、基本料金の免除につきましては、対象月の翌月以後の電気料金から控除させていただきます。

### 4. その他

電気料金の特別措置(1)を適用した場合、7月分の電気料金を8月分以後の電気料金と合算（8月分の電気料金の場合は、9月分以後の電気料金といたします。）してご請求させていただく場合がありますので、予めご了承ください。

## 当社による電気料金の特別措置対象地域（8月1日時点）

災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域の被災されたお客さまで、当社と低圧電気のご契約をいただいているお客さま（当社が直接、電気料金を請求しているお客さまに限ります。）を対象といたします。

## ■ 対象地域

## （1）災害救助法が適用された地域

災害救助法 適用都道府県	災害救助法適用市町村
島根県	出雲市
福岡県	久留米市、八女市、筑後市、うきは市、朝倉市、那珂川市、朝倉郡筑前町・東峰村、八女郡広川町、田川郡添田町
佐賀県	佐賀市、唐津市、伊万里市
大分県	中津市、日田市
富山県	富山市、高岡市、小矢部市、南砺市
青森県	西津軽郡深浦町
秋田県	秋田市、能代市、男鹿市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、北秋田郡上小阿仁村、山本郡藤里町、山本郡三種町、山本郡八峰町、南秋田郡五城目町、南秋田郡八郎潟町、南秋田郡井川町、南秋田郡大潟村

## （2）災害救助法が適用された地域に隣接する地域

都道府県	市区町村
島根県	松江市、大田市、雲南市、飯石郡飯南町
福岡県	福岡市、飯塚市、柳川市、大川市、豊前市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、嘉麻市、みやま市、糸島市、三井郡大刀洗町、三潞郡大木町、田川郡川崎町・大任町・赤村、京都郡みやこ町、築上郡吉富町・上毛町・築上町
佐賀県	鳥栖市、多久市、武雄市、小城市、神埼市、神埼郡吉野ヶ里町、三養基郡みやき町、東松浦郡玄海町、西松浦郡有田町
長崎県	佐世保市、松浦市
大分県	宇佐市、玖珠郡玖珠町
熊本県	山鹿市、菊池市、阿蘇市、玉名郡和水町、阿蘇郡南小国町・小国町
富山県	氷見市、滑川市、砺波市、射水市、中新川郡舟橋村、中新川郡上市町、中新川郡立山町
石川県	金沢市、白山市、河北郡津幡町、羽咋郡宝達志水町
岐阜県	飛騨市（神岡町および宮川町の一部）
青森県	西津軽郡鱒ヶ沢町、中津軽郡西目屋村
岩手県	八幡平市、岩手郡雫石町、和賀郡西和賀町
秋田県	横手市、大館市、鹿角市、由利本荘市、仙北郡美郷町

※災害救助法適用地域は、内閣府による「災害救助法の適用都道府県」に準じて更新されますので、最新情報については、「内閣府発表 災害救助法の適用状況」をご参照ください。

[http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\\_tekiyou.html](http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)